

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 8月 7日

【報告者の名称】 株式会社ファンケル

【報告者の所在地】 横浜市中区山下町89番地 1

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地 1

【電話番号】 045 - 226 - 1200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 小峰 雄平

【縦覧に供する場所】 株式会社ファンケル
(横浜市中区山下町89番地 1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ファンケルをいい、「公開買付者」とは麒麟ホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注4) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注6) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年6月17日付で公開買付者が提出した公開買付届出書(公開買付者が2024年6月24日付、同月26日付及び7月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年8月7日付で関東財務局長に提出したことに伴い、2024年6月17日付で提出いたしました意見表明報告書(当社が2024年7月29日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 検討・交渉の経緯

() 当社の意思決定の内容

(3) 算定に関する事項

当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

() 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

公開買付者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

(訂正前)

当社は、2024年6月14日開催の当社取締役会において、当社の取締役9名のうち、藤田伸朗氏及び坪井純子氏を除く利害関係を有しない取締役7名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権」といいます。)の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、2024年6月14日開催の当社取締役会において、当社の取締役9名のうち、藤田伸朗氏及び坪井純子氏を除く利害関係を有しない取締役7名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権」といいます。)の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2024年8月6日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持する旨の決議をいたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

そこで、公開買付者は、2024年6月14日付で、本公開買付契約を締結し、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。本公開買付契約の詳細については、下記「(7)本公開買付けに係る重要な合意に係る事項」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2024年6月17日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社の株主及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2024年7月29日、公開買付期間を2024年8月13日まで延長し、合計40営業日とすることを決定したとのことです。また、公開買付者としては、当社株式1株当たり2,690円という本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、当社の価値を十分に反映しているものと考えているとのことであり、本公開買付価格の変更は行わないとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

そこで、公開買付者は、2024年6月14日付で、本公開買付契約を締結し、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。本公開買付契約の詳細については、下記「(7)本公開買付けに係る重要な合意に係る事項」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2024年6月17日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社の株主及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2024年7月29日、公開買付期間を2024年8月13日まで延長し、合計40営業日とすることを決定するとともに、公開買付者としては、当社株式1株当たり2,690円という本買付条件等変更前（以下に定義します。）の本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものと考えており、本買付条件等変更前の本公開買付価格の変更は行わない旨を公表したとのことです。

上記の公開買付期間の延長を決定した後、公開買付者は、引き続き当社株式の市場取引の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視してきたとのことでしたが、上記の公開買付期間の延長後も当社株式の市場株価が本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,690円）を上回って推移していたこと及びそのような状況下での本公開買付けに対する応募の見通し等を踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、当社の株主の皆様に対して本買付条件等変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供するとともに、本買付条件等変更による本公開買付価格の変更も踏まえて本公開買付けに対する応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保することも検討する必要があると考えたとのことです。公開買付者は、かかる考えの下、2024年7月30日、本公開買付価格を2,690円から2,800円に変更するとともに公開買付期間を2024年8月21日乃至同月28日まで延長することを検討している旨を当社に伝達したとのことです。

これに対し、公開買付者は、当社から、2024年8月1日に、2024年7月29日以降における当社株式の市場株価の推移を踏まえ、少なくとも本買付条件等変更が公表される前日である2024年8月5日時点の当社株式の終値を上回る水準への本公開買付価格の変更について再考するよう要請を受けたとのことです。

かかる当社からの要請に対し、公開買付者は、当社に対し、2024年8月1日に、公開買付者としては、当社株式1株当たり2,800円という本公開買付価格は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を引き上げる点において当社の一般株主にとって有利な変更であると考えていることから、賛同意見（下記「(7)本公開買付けに係る重要な合意に係る事項」において定義します。以下同じです。）を維持していただきたい旨、及び公開買付者の株主に対する説明責任を勘案すると、投資基準等も踏まえ公開買付者が妥当であるとする評価額を超えた価格に引き上げることは不可能であり、本公開買付価格を2,800円を超える価格に引き上げることはできない旨の回答を行ったとのことです。

これに対し、公開買付者は、当社から、2024年8月2日に、再度、本公開買付価格の引き上げの検討の要請を受けたとのことです。かかる当社からの要請に対し、公開買付者は、当社に対し、2024年8月2日に、再度、当社株式1株当たり2,800円という本公開買付価格は、公開買付者の投資基準等も踏まえ公開買付者が妥当であると考えた評価額の最大値であり、本公開買付価格を2,800円を超える価格に引き上げることはない旨の回答を行ったとのことです。

これに対し、公開買付者は、当社から、2024年8月5日に、最終的な当社の意思決定は、本特別委員会の答申等を踏まえた上で当社の取締役会決議を経て決定されるものである点を留保しつつ、公開買付者において最大限の価格まで引き上げられたものと受け止め、本公開買付価格を2,800円とする提案に応諾し、本買付条件等変更に対して賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持する旨の回答を受領したとのことです。

これを受け、公開買付者は、2024年8月6日付の取締役会において、本公開買付価格を2,690円から2,800円に変更した上で、公開買付期間を2024年8月28日まで延長して合計51営業日とすることを決定したとのことです（以下「本買付条件等変更」といいます。）。また、公開買付者は、当該取締役会において、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更せず、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定したとのことです。本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）は、本公開買付けの公表日である2024年6月14日の前営業日である2024年6月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,884.5円に対して48.58%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,974円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して41.84%のプレミアム、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,961円に対して42.78%のプレミアム、同日までの直近6か月間の終値単純平均値2,099円に対して33.40%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）での公開買付けは、当社株式の合理的な売却の機会を当社の株主の皆様に対して提供するものであると考えているとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 検討・交渉の経緯

(訂正前)

< 前略 >

その後、当社は、公開買付者から、2024年6月12日に、本公開買付価格を2,690円、本新株予約権買付価格を1円とする第5回提案を受けました。これに対し、当社は、2024年6月13日、最終的な当社の意思決定は本特別委員会の答申等を踏まえた上で、当社取締役会決議を経て決定されるものである点を留保しつつ、本公開買付価格を2,690円とする提案に応諾する旨を回答いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

その後、当社は、公開買付者から、2024年6月12日に、本公開買付価格を2,690円、本新株予約権買付価格を1円とする第5回提案を受けました。これに対し、当社は、2024年6月13日、最終的な当社の意思決定は本特別委員会の答申等を踏まえた上で、当社取締役会決議を経て決定されるものである点を留保しつつ、本公開買付価格を2,690円とする提案に応諾する旨を回答いたしました。

その後、当社は、2024年7月30日、公開買付者より、本公開買付価格を2,690円から2,800円に変更するとともに公開買付期間を2024年8月21日乃至同月28日まで延長することを検討している旨の伝達を受けました。これに対し、当社は、2024年8月1日、公開買付者に対し、当社株価が2024年7月29日以降、同水準を相当程度上回って推移していることに鑑み、少なくとも本買付条件等変更が公表される前日の当社株価終値を上回る水準まで本公開買付価格を引き上げて頂くよう、再検討の要請を行いました。

その後、当社は、公開買付者から、2024年8月1日に、公開買付者としては、当社株式1株当たり2,800円という本公開買付価格は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を引き上げる点において当社の一般株主にとって有利な変更であると考えていることから、賛同意見を維持することを求める旨の回答を受けました。これに対し、当社は、2024年8月2日、公開買付者に対し、本特別委員会において、本公開買付価格を前提として当社の公開買付者以外の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することの可否について、当該時点において判断することは困難であることを理由として、当社の公開買付者以外の株主の皆様の利益を十分に考慮の上、特別委員会において判断が可能となるような本公開買付価格の引き上げを行うよう、再検討の要請を行いました。

その後、当社は、公開買付者から、2024年8月2日に、公開買付者としては、本公開買付価格は、公開買付者の投資基準等も踏まえ公開買付者が妥当であるとする評価額の最大値であり、本公開買付価格を超える価格に引き上げる事はない旨の回答を受けました。これに対し、当社は、2024年8月5日、最終的な当社の意思決定は本特別委員会の答申等を踏まえた上で、当社取締役会決議を経て決定されるものである点を留保しつつ、公開買付者において最大限の価格まで引き上げられたものと受け止め、本公開買付価格を2,800円とする提案に応諾し、本買付条件等変更に対して賛同する旨の意見及び当社株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持する旨を回答いたしました。

() 当社の意思決定の内容

(訂正前)

< 前略 >

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年6月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年6月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者が2024年8月6日付の同社の取締役会において本買付条件等変更を決定したことを受けて、2024年8月6日開催の当社の取締役会において、本特別委員会の意見を踏まえて、本買付条件等変更に関して慎重に協議及び検討を行った結果、本買付条件等変更後の本公開買付価格は、(i)上記「() 検討・交渉の経緯」記載のとおり、当社において、公開買付者から、本公開買付価格を変更することの検討を行っている旨の伝達を受けて以降、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること、(ii)本株式価値算定書（U B S 証券）及び本株式価値算定書（ブルーアス）において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の当社からの説明を前提として、U B S 証券及びブルーアスから、本株式価値算定書（U B S 証券）及び本株式価値算定書（ブルーアス）における結論を変更すべき事情は認められないことをU B S 証券及びブルーアスからの説明を受けて確認したこと、(iii)本株式価値算定書（U B S 証券）における当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似企業比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、D C F 法による算定結果の範囲内であり、かつ、レンジの中央値を上回る価格となっていること、(iv)本株式価値算定書（ブルーアス）における当社株式の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、D C F 法による算定結果の範囲内であり、かつ、レンジの中央値を上回る価格となっていること、(v)本公開買付けの公表日である2024年6月14日の前営業日である2024年6月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,884.5円に対して48.58%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,974円に対して41.84%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,961円に対して42.78%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近6か月間の終値単純平均値2,099円に対して33.40%のプレミアムを加えた価格となっており、経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保にむけて - 」を公表した2019年6月28日以降2024年5月31日までに完了した取引総額500億円以上の利益相反関係にある公開買付取引事例（上場親会社による連結子会社及び持分法適用関連会社の完全子会社化を目的とした取引、あるいは、M B O 取引）29件（プレミアム水準の平均値 / 中央値は、公表日直前が43.0% / 40.5%、直近1ヶ月間が45.4% / 43.1%、直近3ヶ月間が48.9% / 46.1%、直近6ヶ月間が49.9% / 50.3%）との比較においても、公表日の直前営業日及び直近1ヶ月間の市場株価との関係において合理的なプレミアムが付されている合理的な水準（なお、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び同直近6ヶ月間の終値単純平均値のそれぞれに対するプレミアムについては上記プレミアム水準を下回るものの、当社決算短信及び当社経営計画の公表後に形成された直近1ヶ月間の当社株式の市場株価が当社の企業価値を最も反映していると判断し、当該期間の市場株価との関係において十分なプレミアムが確保されていることをもって、合理的な水準であると判断しております。）と評価することができるものと判断したことから、引き続き本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。なお、本買付条件等変更後の本公開買付価格は、本買付条件等変更の公表日である2024年8月6日の前営業日である2024年8月5日の当社株式の終値2,751.5円に対して1.76%のプレミアムを加えた価格、本公開買付け期間の初日である2024年6月17日から2024年8月5日までの終値単純平均値2,764円に対して1.30%のプレミアムを加えた価格となっております。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(訂正前)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるU B S証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024年6月13日付で、下記(ii)(注1)に記載の前提条件その他一定の条件の下で、本株式価値算定書(U B S証券)を取得いたしました。なお、U B S証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置(具体的な内容については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。)を踏まえ、U B S証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

<後略>

(訂正後)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるU B S証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024年6月13日付で、下記(ii)(注1)に記載の前提条件その他一定の条件の下で、本株式価値算定書(U B S証券)を取得いたしました。

当社は、本買付条件等変更に関する意見表明を検討するにあたり、本株式価値算定書(U B S証券)において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の当社からの説明を前提として、U B S証券から、本株式価値算定書(U B S証券)における結論を変更すべき事情は認められないとの説明を受けたことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書は取得していません。

なお、U B S証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置(具体的な内容については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。)を踏まえ、U B S証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

<後略>

特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

()算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(訂正前)

本特別委員会は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータスを選任し、2024年6月13日付で本株式価値算定書（ブルータス）を取得しています。また、本特別委員会は、ブルータスから本フェアネス・オピニオンの提出を求め、2024年6月13日付で取得いたしました。

なお、ブルータスは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬及び稼働時間に時間単位を乗じて算出するものとされており、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(訂正後)

本特別委員会は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータスを選任し、2024年6月13日付で本株式価値算定書（ブルータス）を取得しています。また、本特別委員会は、ブルータスから本フェアネス・オピニオンの提出を求め、2024年6月13日付で取得いたしました。

本特別委員会は、本買付条件等変更に関する意見表明を検討するにあたり、本株式価値算定書（ブルータス）において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の当社からの説明を前提として、ブルータスから、本株式価値算定書（ブルータス）における結論を変更すべき事情は認められないとの説明を受けたことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

なお、ブルータスは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬及び稼働時間に時間単位を乗じて算出するものとされており、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

公開買付者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）は、本公開買付けの公表日である2024年6月14日の前営業日である2024年6月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,884.5円に対して48.58%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,974円に対して41.84%のプレミアム、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,961円に対して42.78%のプレミアム、同日までの直近6か月間の終値単純平均値2,099円に対して33.40%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）での本公開買付けは、当社株式の合理的な売却の機会を当社株主の皆様に対して提供するものであると考えているとのことです。本買付条件等変更後の本公開買付価格の決定に当たっては、2024年6月13日に野村證券から取得した本株式価値算定書（野村證券）に加えて、改めて野村證券から算定書を取得することはしていないとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

(訂正前)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定とのことです。また、本臨時株主総会の基準日は、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日となるように要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2024年10月頃を予定しているとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定とのことです。また、本臨時株主総会の基準日は、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日となるように要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2024年11月頃を予定しているとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるUBS証券に当社の株式価値の算定を依頼し、2024年6月13日付で本株式価値算定書(UBS証券)を受領しています。なお、UBS証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。また、当社は、UBS証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

当社がUBS証券から取得した当社の株式価値に関する本株式価値算定書(UBS証券)の概要については、上記「(3)算定に関する事項」の「当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「()当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

(訂正後)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるUBS証券に当社の株式価値の算定を依頼し、2024年6月13日付で本株式価値算定書(UBS証券)を受領しています。なお、UBS証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。また、当社は、UBS証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

当社は、本買付条件等変更に関する意見表明を検討するにあたり、本株式価値算定書(UBS証券)において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の当社からの説明を前提として、UBS証券から、本株式価値算定書(UBS証券)における結論を変更すべき事情は認められないとの説明を受けたことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書は取得していません。

当社がUBS証券から取得した当社の株式価値に関する本株式価値算定書(UBS証券)の概要については、上記「(3)算定に関する事項」の「当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「()当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(訂正前)

()設置等の経緯

< 前略 >

加えて、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、()当社取締役会は、本取引に関する決定(当社株式に対する公開買付けについて意見を表明することを含む。)を行うに際しては、本特別委員会の判断内容を最大限尊重すること、及び()本特別委員会が本取引の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引に賛同しないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、当社の費用にて、本取引に係る調査(本取引に係る当社の役職員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。)を行うことができる権限、当社の検討体制(弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを含む。)を承認することができる権限、

当社が公開買付者と取引条件等について交渉するにあたり、適時にその状況の報告を求め、重要な局面でその意見、指示及び要請を行う権限、並びに、必要に応じ、当社の費用にて、弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任することができる権限及び当社のアドバイザーに専門的助言を求めることができる権限を付与することを決議いたしました。

() 検討の経緯

< 中略 >

- ・本特別委員会は、2024年6月6日開催の第11回特別委員会及び2024年6月13日開催の第13回特別委員会において、UBS証券及び瓜生・糸賀法律事務所から、当社が2024年6月14日に公表予定の「キリンホールディングス株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」という。）のドラフトの内容について説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認した。

() 判断の内容

本特別委員会は、以上のような経緯のもと、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、ブルータスから受けた助言、2024年6月13日付で提出を受けた本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年6月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a) 答申内容

1. 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると認められる。
2. 本取引における公開買付価格その他の取引条件について、妥当性が確保されていると認められる。
3. 本取引においては、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。
4. 当社の取締役会が本取引（本スクイズアウト手続を含む。）の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる。
5. 当社取締役会は、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明することを決議すべきである。また、当社取締役会は、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者に対しては、本新株予約権者の判断に委ねることを決議すべきである。

(b) 答申理由

< 略 >

(訂正後)

() 設置等の経緯

< 前略 >

加えて、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、()当社取締役会は、本取引に関する決定（当社株式に対する公開買付けについて意見を表明することを含む。）を行うに際しては、本特別委員会の判断内容を最大限尊重すること、及び()本特別委員会が本取引の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引に賛同しないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、当社の費用にて、本取引に係る調査（本取引に係る当社の役職員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、当社の検討体制（弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを含む。）を承認することができる権限、

当社が公開買付者と取引条件等について交渉するにあたり、適時にその状況の報告を求め、重要な局面でその意見、指示及び要請を行う権限、並びに、必要に応じ、当社の費用にて、弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任することができる権限及び当社のアドバイザーに専門的助言を求めることができる権限を付与することを決議いたしました。

その後、当社は、2024年7月30日に、公開買付者から、公開買付価格を当社株式1株当たり2,800円に変更すること、及び、公開買付期間を2024年8月13日から同月21日乃至同月28日まで延長することについて提案を受けました（以下、当該提案を「買付条件変更提案」といいます。）。当社は、本特別委員会から、本取引について、買付条件変更提案を考慮した上で、本諮問事項につき追加で答申を受けました。

() 検討の経緯

< 中略 >

- ・ 本特別委員会は、2024年6月6日開催の第11回特別委員会及び2024年6月13日開催の第13回特別委員会において、UBS証券及び瓜生・糸賀法律事務所から、当社が2024年6月14日に公表予定の「キリンホールディングス株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」という。）のドラフトの内容について説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認した。

本特別委員会は、追加答申にあたり、2024年7月29日より2024年8月5日までの間に、正式な委員会としては合計2回、合計約4時間にわたって開催されたほか、各会日間においても適宜、参集、電子メール、電話その他の方法を通じて、報告・情報共有、審議、意思決定等を行う等して、大要以下のとおり、買付条件変更提案を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。

- ・ 本特別委員会は、2024年7月29日、UBS証券から、公開買付者が、公開買付期間を2024年8月13日まで延長し、合計40営業日とし、本公開買付価格の変更は行わない旨の決定を行ったこと及び当社がその旨のプレスリリースを開示したとの報告を受けた。
- ・ 本特別委員会は、2024年8月1日開催の第14回特別委員会において、当社から、本株式価値算定書（UBS証券）及び本株式価値算定書（プルータス）において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等に重大な変更がないことについて説明を受けた。
- ・ 本特別委員会は、公開買付価格を含む本取引の条件に関する公開買付者との交渉について、随時、当社や当社のアドバイザーから報告を受け、当社のアドバイザーに加えて、プルータス及び森・濱田松本法律事務所からの助言も踏まえて審議・検討を行い、以下の通り、当社の交渉方針について必要な意見を述べ、UBS証券を通して、公開買付者との間で交渉が行われた結果、最終的に、当社株式1株当たり2,800円という公開買付価格（以下「変更後公開買付価格」という。）にて合意が形成されるに至った。具体的に、大要以下のとおりである。

本特別委員会は、UBS証券から、2024年7月30日付で公開買付者から変更後の本公開買付価格を2,800円とする提案及び公開買付期間を再度延長し、2024年8月21日乃至同月28日までとする提案を受領したことの報告を受けた。

これに対し、本特別委員会は、2024年8月1日、当社株価が2024年7月29日以降、公開買付者の提案価格2,800円を相当程度上回って推移していることに鑑み、公開買付価格を2,800円とする提案を前提として当社の少数株主に対して応募を推奨することについては相当に慎重な検討を要するものであり、少なくとも買付条件の変更が公表される前日の当社株価終値を上回る水準まで公開買付価格の引上げを求めることが相当である旨の意見を述べた。一方で、少数株主が公開買付価格の変更も踏まえて本公開買付けに対する応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保する観点から、公開買付期間を2024年8月21日乃至同月28日まで延長する旨の提案については承認する旨の意見を述べた。

本特別委員会は、2024年8月1日、UBS証券から、の本特別委員会の意見に従い2024年8月1日付で公開買付者に対して公開買付価格の引上げを再考するよう要請したこと及び公開買付期間を2024年8月21日乃至同月28日まで延長する旨の提案は応諾した旨の報告を受けた。

本特別委員会は、2024年8月1日、UBS証券から、公開買付者より、公開買付価格の引上げを真摯に検討した結果、公開買付価格を2,800円より引き上げることは検討していない旨の回答を受領したとの報告を受けた。

本特別委員会は、2024年8月1日開催の第14回特別委員会において、公開買付者の の回答に対し、公開買付価格を2,800円とする提案を前提として当社の少数株主に対して応募を推奨することの可否について、現時点において判断することは困難であり、公開買付価格の引上げを再考するよう再度要請するべきである旨の意見を述べた。

本特別委員会は、UBS証券から、 の本特別委員会の意見に従い2024年8月2日付で公開買付者に対して、公開買付価格を2,800円とする提案を前提として当社の少数株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの可否について、現時点において判断することは困難であり、公開買付価格の引上げを再考するよう再度要請した旨の報告を受けた。

本特別委員会は、会日間において、UBS証券から、公開買付者より、公開買付価格の引上げを改めて真摯に検討した結果、2,800円という公開買付価格は、公開買付者の投資基準等も踏まえ公開買付者が妥当と考える評価額の最大値であり、公開買付価格を2,800円より引き上げることは検討していない旨の回答を受領したとの報告を受けた。

本特別委員会は、2024年8月5日開催の第15回特別委員会において、公開買付価格を2,800円に変更することについて承認した。

- ・ 本特別委員会は、2024年8月5日開催の第15回特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるUBS証券及び本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるブルータスから、第14回特別委員会において当社から受けた本事業計画に重大な変更がないことを踏まえれば、現下の市場環境を踏まえたとしても、本株式価値算定書（UBS証券）並びに本株式価値算定書（ブルータス）及びブルータスから2024年6月13日付で取得した本フェアネス・オピニオンにおける結論を変更すべき事情は認められないことについて説明を受けた。

()判断の内容

本特別委員会は、以上のような経緯のもと、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、ブルータスから受けた助言、2024年6月13日付で提出を受けた本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年6月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a) 答申内容

1. 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると認められる。
2. 本取引における公開買付価格その他の取引条件について、妥当性が確保されていると認められる。
3. 本取引においては、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。
4. 当社の取締役会が本取引（本スクイーズアウト手続を含む。）の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる。
5. 当社取締役会は、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明することを決議すべきである。また、当社取締役会は、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者に対しては、本新株予約権者の判断に委ねることを決議すべきである。

本特別委員会は、上記「()検討の経緯」に記載の2024年7月29日より同年8月5日までの期間における経緯のもと、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言及びブルータスから受けた助言を踏まえつつ、買付条件変更提案を考慮した上で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年8月6日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の追加答申書を提出いたしました。

1.から4.について変更しない。

5.当社取締役会は、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明する旨の決議を維持すべきである。また、当社取締役会は、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者に対しては、本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を維持することは不合理ではないと考える。

(b) 答申理由

< 略 >

(c) 追加的答申理由

1. 本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かの検討

本取引及び本取引後の企業価値向上策の実施がいずれも当社の企業価値向上に資するものであると評価でき、本取引によるディスシナジー等を考慮したとしても本取引が当社の企業価値の向上に資するものであると認められることは、本答申書のとおりであり、買付条件変更提案に基づく変更後公開買付価格及び公開買付期間の変更(以下「本買付条件変更」という。)は、当該検討内容を左右する事情ではない。

2. 本取引の取引条件の妥当性の検討

本株式価値算定書(UBS証券)及び本株式価値算定書(ブルータス)において算定の前提とされている本事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情が存在せず、本事業計画の内容に不合理な点は見受けられないこと、UBS証券及びブルータスが採用した算定手法及び算定内容に不合理な点が認められないこと、並びに、本株式価値算定書(UBS証券)及び本株式価値算定書(ブルータス)の算定結果及びUBS証券によるプレミアム分析を踏まえると本公開買付価格が妥当であると考えられることは、本答申書のとおりであり、買付条件変更提案を受けた後の時点においても、本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がないことを踏まえると、公開買付期間の変更も、当該検討内容を左右する事情ではない。そして、買付条件変更提案を受けた後においても、本株式価値算定書(UBS証券)並びに本株式価値算定書(ブルータス)及び本フェアネス・オピニオンにおける結論を変更すべき事情は認められないところ、変更後公開買付価格は、株式価値算定書(UBS証券)及び本株式価値算定書(ブルータス)の市場株価分析及び類似企業(会社)比較分析における評価レンジの上限を超えており、かつ、いずれのDCF分析においても、その評価レンジの中央値を超えるものであって、妥当性は認められる。

3. 本取引の手の公正性の検討

本取引においては、公開買付者及び当社から独立した本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるブルータスから本フェアネス・オピニオンを取得していること等の十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、少数株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められることは、本答申書のとおりであり、本買付条件変更は、当該検討内容を左右する事情ではない。

4. 総括

以上より、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けについて、当社取締役会は賛同意見を表明する旨の決議を維持するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者に対しては、本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を維持することは不合理ではないと考える。

特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(訂正前)

本特別委員会は、上記「当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立した独自の第三者算定機関としてブルータスを選任し、2024年6月13日付で本株式価値算定書（ブルータス）を取得しています。また、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）をブルータスから2024年6月13日付で取得しております。

なお、ブルータスは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していません。また、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬及び稼働時間に時間単位を乗じて算出するものとされており、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。

本特別委員会がブルータスから取得した当社の株式価値に関する本株式価値算定書（ブルータス）の概要については、上記「(3)算定に関する事項」の「特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「() 当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

(訂正後)

本特別委員会は、上記「当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立した独自の第三者算定機関としてブルータスを選任し、2024年6月13日付で本株式価値算定書（ブルータス）を取得しています。また、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）をブルータスから2024年6月13日付で取得しております。

なお、ブルータスは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していません。また、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬及び稼働時間に時間単位を乗じて算出するものとされており、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。

本特別委員会は、本買付条件等変更に関する意見表明を検討するにあたり、本株式価値算定書（ブルータス）において前提とした本事業計画における収益状況や投資計画等の情報に重大な変更がない旨の当社からの説明を前提として、ブルータスから、本株式価値算定書（ブルータス）における結論を変更すべき事情は認められないとの説明を受けたことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

本特別委員会がブルータスから取得した当社の株式価値に関する本株式価値算定書（ブルータス）の概要については、上記「(3)算定に関する事項」の「特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「() 当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

(訂正前)

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見

当社は、UBS証券から取得した本株式価値算定書(UBS証券)、瓜生・糸賀法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について、慎重に協議及び検討を行っています。その結果、当社は、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年6月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

上記取締役会決議においては、取締役9名のうち、藤田伸朗氏及び坪井純子氏を除く取締役7名が参加し、参加した取締役の全員の一致により決議いたしました。なお、当社取締役のうち、藤田伸朗氏は、公開買付者の出身者であるため、また、坪井純子氏は、公開買付者の取締役を兼任しているため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議及び交渉に参加していません。

また、当社の監査役5名のうち、丸尾尚也氏を除く4名全員が上記取締役会に出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき、異議がない旨の意見を述べておりますが、丸尾尚也氏は、公開買付者の出身者であるため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会には出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

(訂正後)

当社における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見

当社は、UBS証券から取得した本株式価値算定書(UBS証券)、瓜生・糸賀法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について、慎重に協議及び検討を行っています。その結果、当社は、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年6月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

上記2024年6月14日開催の取締役会決議においては、取締役9名のうち、藤田伸朗氏及び坪井純子氏を除く取締役7名が参加し、参加した取締役の全員の一致により決議いたしました。なお、当社取締役のうち、藤田伸朗氏は、公開買付者の出身者であるため、また、坪井純子氏は、公開買付者の取締役を兼任しているため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記2024年6月14日開催の取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議及び交渉に参加していません。

また、当社の監査役5名のうち、丸尾尚也氏を除く4名全員が上記2024年6月14日開催の取締役会に出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき、異議がない旨の意見を述べておりますが、丸尾尚也氏は、公開買付者の出身者であるため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記2024年6月14日開催の取締役会には出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

その後、当社は、公開買付者が本買付条件等変更を決定したことを受けて、2024年8月6日開催の取締役会において、本特別委員会の意見を踏まえて、本買付条件等変更に関して慎重に協議及び検討を行った結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、引き続き本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

上記2024年8月6日開催の取締役会決議においては、取締役9名のうち、藤田伸朗氏及び坪井純子氏を除く取締役7名が参加し、参加した取締役のうち、取締役1名を除く全員の一致により決議いたしました。なお、当社取締役のうち、藤田伸朗氏は、公開買付者の出身者であるため、また、坪井純子氏は、公開買付者の取締役を兼任しているため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記2024年8月6日開催の取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議及び交渉に参加しておりません。

また、当社の監査役5名のうち、丸尾尚也氏を除く4名全員が上記2024年8月6日開催の取締役会に出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき、異議がない旨の意見を述べておりますが、丸尾尚也氏は、公開買付者の出身者であるため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記2024年8月6日開催の取締役会には出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定したとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、51営業日に設定したとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を40営業日としているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期にすることにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を51営業日としているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期にすることにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

以上